

令和6年4月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時：令和6年4月19日（金） 午前9時00分～10時05分

開催場所：坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路（会長）	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸（会長職務代理）	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

なし

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	簗本 由奈

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	11 件	田 畑	13,530 432	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	10 件	田 畑	2,996 3,255.99	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	1 件	田 畑	43	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	28 件	田 畑	47,579 15,062	m ² m ²
第 8 号議案	青年等就農計画認定申請	2 件			
第 9 号議案	香川県指定五色台鳥獣保護区の変更及び存続期間				
報告第 1 号	合意解約	9 件	田 畑	13,195	m ² m ²

令和 6 年 4 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 4 月の定例会を開催いたします。

審議に入ります前に、4 月 1 日付けの人事異動によりまして、佐藤前書記がかいご課へ異動しております。そして税務課から書記として藪本が参りました。よろしくお願い致します。

(それぞれ挨拶)

(議案の訂正・追加)

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 9 号議案までの合計 53 件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

本日は、農業委員 18 名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

会長職務代理

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

(挨拶：会長挨拶含む)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 17 番 富木田委員さんと 18 番 三木委員さんのお二人にお願い致します。

次に、今月の現地調査につきましては、10 番 土井委員さん、11 番 高市委員さん、12 番 山本委員さんと私で、4 月 18 日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 130 m²外 4 筆 計 3,161 m²。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 56,651.62 m²

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター8台、コンバイン1台、耕耘機8台、田植機2台、
トラック8台、農舎が500㎡
農作業歴 5年、年間の農業従事日数 300日、通作距離 車で5分

2番、・・・、面積1,623㎡外1筆 計1,983㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大、農業廃止

受人反別 4,662㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況は、トラクター1台、トラック1台

農作業歴は5年、年間従事日数 300日、通作距離 車で5分

3番と4番は譲受人が同じであるため、まとめてご説明いたします。

3番、・・・、面積1,227㎡。【議案読み上げ】

4番、・・・、面積2,214㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大、農業廃止・経営縮小

受人反別 51,347.45㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1台、耕耘機1台、トラック2台、農舎200㎡

農作業歴 50年、年間従事日数 150日、通作距離 車で3分

5番、・・・、面積1,814㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 4,662㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター1台、トラック1台

農作業歴は5年、年間従事日数 300日、通作距離 車で5分

6番、・・・、面積344㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大、農業廃止

受人反別 7,863㎡

取得後の営農計画 野菜の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター3台、耕耘機3台、トラック3台、農舎200㎡

農作業歴20年、年間従事日数300日、通作距離 車で1分

7番と8番は譲受人が同じであるため、まとめてご説明いたします。

7番、・・・、面積331㎡外4筆 計661㎡。【議案読み上げ】

8番、・・・、面積948㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大、経営縮小・農業廃止

受人反別 10,081.95㎡

取得後の営農計画 水稻の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックが各1台、農舎250㎡

農作業歴 20年、年間従事日数150日、通作距離 車で2分

9番、・・・、面積82㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での贈与としての申請

申請理由 家庭菜園としての取得

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、申請地近くに住んでいる譲受人がまとめて管理することになり、今回の申請に至りました。

受人反別 3,147㎡

取得後の営農計画 果樹の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 トラクター、耕耘機、田植機、トラック各1台、農舎30㎡

農作業歴 15年、年間従事日数5日、通作距離 車で3分

年間従事日数は5日ですが、世帯員に年間従事日数300日の方がいます。

また、今後従事者2名が増加予定です。

10番、・・・、面積310㎡外1筆 計574㎡。【議案読み上げ】

契約内容 無償での贈与としての申請

申請理由 経営規模の拡大、経営縮小

受人反別 新規で農地を取得するため0㎡、元々農業を手伝っていた実績あり。

取得後の営農計画 野菜・果樹の自家消費

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 耕耘機1台

農作業歴 20年以上、年間従事日数200日、通作距離 徒歩1分圏内

11番、・・・、面積684㎡。【議案読み上げ】

契約内容 有償での売買としての申請

申請理由 経営規模の拡大

譲渡人はそれぞれ、相続財産清算人がついていての方と県外在住の方により土地を手放したいと考えていた方で、申請地の近くに住んでいる譲受人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別 7,571.48㎡

取得後の営農計画 果樹の販売

譲受人に関する事項

農機具の所有状況 果樹栽培の作業は手作業で行っているため、所有なし。

農作業歴 2 年以上、年間従事日数 260 日、通作距離 徒歩 3 分圏内

本日の案件 11 件につきまして、譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件のうち、1 番については私が、6 番につきましては猪熊委員さんが関係者でありますので審議中は退室させていただきます。

1 番の審議の際には、会長に進行をお願いします。

会長

それでは、1 番について審議を行いますので、梶野会長職務代理には退室をお願いいたします。

(梶野会長職務代理 退室)

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(梶野会長職務代理 入室)

会長職務代理

続いて、6 番について審議を行いますので、猪熊委員さんには退室をお願いいたします。

(猪熊委員 退室)

6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(猪熊委員 入室)

会長職務代理

続いて、2 番から 5 番、7 番から 11 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」11 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」10 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案の 6 番については現地調査を実施しておりますので、10 番土井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

土井委員 昨日、申請地を現地調査してまいりました。
6 番、・・・、面積 270 m²。【議案読み上げ】
無断転用の有無 なし
転用目的 住宅建設
申請理由

申請人は、現在、アパートに居住していますが、手狭になってきたので住宅建設を検討していました。申請地は、父が所有する土地であり実家からも近いので、将来的な親や子供の世話等を考慮して、申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する市道沿いの水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま土井委員さんより 6 番の現地調査結果報告がございましたが、他の案件とあわせて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。
6 番につきましては、先ほどの土井委員さんのご説明とおりです。

それでは 1 番から説明していきます。

1 番、・・・、面積 108 m²。【議案読み上げ】
無断転用の有無 なし
転用目的 分譲住宅 1 区画

申請理由

譲渡人は、申請地および隣接する住宅を相続することになり維持管理を行ってききましたが、自身は住宅を利用する予定がないため売却を検討していました。譲受人は不動産業を営んでおり、分譲用地を取り扱っています。既存の住宅部分は駐車場が不足しているため、敷地拡張して宅地と一緒に分譲住宅として売却する計画で、話がまとまり申請にいたりしました。

農地の区分

都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接する農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝を設置して市道の側溝へ、汚水は既に宅地部分から合併浄化槽にて処理して、隣接する水路へ接続済です。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。擁壁は既存のものを使用します。

2番、・・・、面積238㎡外1筆 計291㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 貸資材置場

申請理由

譲受人は、土木工事を行う法人の代表をされており、事業拡大に伴い資材置場が必要になっていました。会社の近くで探していたところ、申請地は市道沿いで出入りもしやすいため計画したところ、所有者と話がまとまり、代表者自身が取得して経営する会社に貸し付ける計画での申請にいたりしました。

農地の区分

都市計画法により用途が第1種住居地域と定められている第3種農地に該当

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝を設置して市道の側溝に排水。汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。境界には新しく擁壁を設置します。

3番、・・・、面積604㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無

一部あります。申請地の隅には、所有者の祖父が建てた建物が残っていたので、始末書の提出があります。

転用目的 駐車場

申請理由

譲受人は、現在家庭教師をしておりますが、この度、塾および喫茶スペースを開業しようと検討していました。そして、申請地の隣の敷地を取得して建物をリ

フォームしたうえで塾および喫茶を経営し、駐車スペースが少ないため本申請地を駐車場として計画したものです。

農地の区分

都市計画法により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接する農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は自然浸透、汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。擁壁は既存のものを使用します。

4番、・・・、面積152㎡外1筆 計746㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 3区画

申請理由

譲受人は不動産業を営んでおり、分譲用として販売できる用地を探しておりました。申請地は、駅や小学校、総合病院からも近くて非常に交通の便が良い地区です。近辺での分譲地問い合わせも受けており、販売が見込めると判断して土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

都市計画法により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接する農地はありません。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため桝を設置して北側に接する水路へ、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側に接する水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。境界には新設擁壁を設置します。

5番、・・・、面積491㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、市外のアパートに居住していますが、手狭になってきたので住宅建築を検討していました。申請地は、父が所有する土地であり実家からも近いいため、耕作の手伝いや、今後の親や子供の世話等を考慮して、申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ない

ものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、隣接する西側水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、隣接農地との境界にコンクリート擁壁を新たに設置します。

7番、・・・、面積 231 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、市内のアパートに居住していますが、家族が増える予定になり今後の生活を考えて、住宅建築を検討していました。実家の横には祖父が所有する申請地がありましたので、将来的に親の面倒や子育ての支援を受けること等を総合的に考慮すると便利であるため、今回の申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、東側水路へ排水します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。擁壁は既存のものを使用します。

8番、・・・、面積 416 ㎡。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由

申請人は、現在、アパートに居住していますが、子供が大きくなり実家の近くで住宅建築を検討していました。一方、譲渡人は市外に居住しており農地の処分を考えていたところ、申請人と土地所有者との話がまとまり申請にいたしました。

農地の区分

都市計画法により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため柵を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、北側水路へ放流します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。

9 番、・・・、面積 443 m²。【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場

申請理由

申請人は、喫茶店を経営しておりますが、駐車スペースが少なく慢性的に不足していました。そのため駐車場用地を探していたところ、農地処分を考えていた所有者との話がまとまり、申請にいたしました。お店から駐車場までは、約 200 m です。

農地の区分

都市計画法により用途が第 2 種中高層住居専用地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水はため枥を設置、北側水路へ放流します。汚水の発生はありません。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。なお、8 番と 9 番の譲渡人は同じ方です。8 番の住宅を建てる方は、9 番で駐車場を申請している方のお子さんです。

10 番、・・・、面積 3,397 m²の内 790.27 m²外 1 筆 計 2,651.99 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的

花崗土採取による農地造成で、一時的な転用として 3 年間の期間です。その後は、農地に戻すことになります。

申請理由

転用事業者は、土地造成現場で使用する盛土用花崗土の供給を行っています。申請地の近くで花崗土採取を行っていますが、需要が多いため新しく採取地を探したところ、坂出、丸亀、高松等への交通の便利が良く、県道からも入りやすい申請地の所有者との話がまとまり「花崗土採取による農地造成」として申請にいたしました。一時転用なので、花崗土採取が行われた後は、農地として利用することになります。

農地の区分 「県営府中パイロット事業」が行われた農用地。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他

排水計画は、雨水は沈砂池を設置して、県道の側溝へ排水します。汚水の発生はありません。造成計画は、元々が山の斜面のため、高低差 5m 毎に小段を設けて安定勾配にて切土工事を行います。3 年間の一時転用のため農地復元に係る誓約書の提出もあります。

以上、5条の案件になります。よろしくお願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」110件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」10件につきまして原案どおり承認し、1～9番までの9件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、10番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、4月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、11番 高市委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

高市委員 それでは、報告いたします。第4号議案「非農地証明願」についてご説明します。
1番、・・・、面積21㎡外1筆 計43㎡。【議案読み上げ】
申請理由
平成10年ごろから以前の所有者が、所有農地へ農機具が進入しやすいよう農道を拡幅して利用していたためです。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。
ただいま高市委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記 それでは、第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。
第4号議案「非農地証明願」1件については高市委員さんのご説明通りで、1番につきましては「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するため問題ないと判断しております。
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

本条委員	質問ですけど、現況はどういった現況になっているのですか。舗装しているのか、地道なのか。
会長職務代理	舗装して、車が通れるようになっています。
	(委員による審議)
各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第 4 号議案「非農地証明願」1 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
	続いて、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」28 件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは第 6 号議案「農用地利用集積計画書」28 件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が 14 件、更新が 11 件、再設定が 3 件で、そのうち農地機構を通じた貸借が 14 件となっております。 以上、農用地利用集積計画書 28 件は、いずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいまの事務局説明による第 6 号議案「農用地利用集積計画書」28 件について、なにかご意見・ご質問はありましたらお願いします。
	(委員による審議)
各委員	【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」28 につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
	続きまして今月は農政部門の議案が 2 件出ております。
	第 8 号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局長	青年等就農計画の認定申請は、今回 2 件新規で提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、3 月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において審査済でございます。農業委員会の意見を坂出市から求められたもの

でございます。

申請の概要を 16 ページにまとめております。17 ページから 22 ページまでが申請書の写しとなっております。

16 ページの認定申請書の概要につきまして、簡単にご説明申し上げます。

1 番、・・・、【議案読み上げ】

目標とする営農類型 果樹、花き、稲作

計画内容

菊の経営を縮小し、その分の労働力をみかん経営に回す計画で修正を図るもの
でございます。

2 番、・・・、【議案読み上げ】

目標とする営農類型 露地野菜、果樹

計画内容

適切な時期での収穫、出荷を徹底し、経営面積の拡大だけではなく作物の廃棄
の削減により、売り上げの向上を図ることを考えております。

※1 番・2 番とも改善の概要、主な増加項目は資料表記のとりの旨説明

以上の 2 点でございます、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。 第 8 号議案「青年等就農計画の認定申請」について
なにかご意見・ご質問はございませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 8 号議案「青年等就農計画の認定申請」2 件に
ついては、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと
思います。

続きまして、第 9 号議案「香川県指定五色台鳥獣保護区の変更及び存続期間の更新
について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは第 9 号議案についてご説明いたします。

議案の 23 ページから 25 ページが資料となっております。

香川県環境森林部みどり保全課より、鳥獣保護区の変更及び存続期間の更新につい
ての、意見照会がありました。これは、鳥獣保護区等の指定等が行われるにあたり、
事前の意見照会として、関係先の自治体や農協等に照会されているものです。

まず、24 ページをご覧ください。

五色台鳥獣保護区は、高松市と坂出市を合わせて 3,145 ヘクタールです。昭和 39 年に県が指定してから更新されてきており、今回の期間は令和 6 年 11 月 15 日から 10 年間になります。そして坂出市の区域ですが、雄山雌山の東側にある「高松王越坂出線」辺りから東側の五色台一帯が区域に指定されています。(資料での位置を説明)

次に 25 ページをご覧ください。

阿弥陀超鳥獣保護区についての説明です。この特別保護区は、五色台鳥獣保護区の中の高松地区にあります。(資料での五色台鳥獣保護区、阿弥陀越特別保護区の位置を説明) 特別保護区の存続期間が令和 6 年 11 月 14 日に満了になるのですが、県の野鳥の森が廃止されたことにより特別保護区としての新たな指定は行わないということです。しかし、香川県が準絶滅危惧種に指定しているミサゴが生息しており、良好な生息環境を保護する必要があることから、五色台鳥獣保護区に阿弥陀超鳥獣保護区を統合するものです。これが、保護区の変更になります。ですので、全体の外側が広がるという意味合いではございません。特別保護区が五色台鳥獣保護区という一つのものになるという認識になります。

そこで農業委員会に、今回その保護区の変更と期間更新の意見照会がありました。

鳥獣保護区の指定目的ですが、瀬戸内海国立公園に指定されており、野生鳥獣の種類も豊富で、中国地方から渡来する鳥類の基地、休養地にもなっているなど野生鳥獣の保護を図るうえで良好な自然環境を有していることから、その保全が図られています。その趣旨を鑑みますと、賛成せざるを得ないとも考えられますが、近年のイノシシ等による農作物の被害等は甚大であり、被害を最小限に抑えるよう努めていただくこと等の条件を付して回答することも可能と考えております。

ご審議をお願いいたします。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。 第 9 号議案「香川県指定五色台鳥獣保護区の変更及び存続期間の更新について」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

(委員による審議)

なかなか身近な問題のようで身近ではない。しかし、松山地区ではイノシシなどの被害、西庄の山周辺も府中もあると思うんですけど、今事務局にもありました賛成せざるを得ないという意見しか出ないのではないかと思います。他に何かありましたらお願いします。

(委員による審議)

それでは、審査の結果を意見書として、香川県宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」9 件についてです。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」9 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 296 m²外 3 筆 計 620 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

2 番、・・・、面積 922 m²。【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消

3 番、・・・、面積 763 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 賃借の解消

4 番、・・・、面積 2.62 m²外 1 筆 計 787.62 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

5 番、・・・、面積 416 m²外 2 筆 計 1,918 m²。【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消

6 番、・・・、面積 209 m²外 2 筆 計 1,292 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

7 番、・・・、面積 624 m²外 3 筆 計 1,871 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消

8 番、・・・、面積 1,623 m²外 2 筆 計 3,210 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 賃借権の解消 第 1 号議案 2・3 番関連

9 番、・・・、面積 1,814 m²。【議案読み上げ】

解約理由 耕作者変更

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 1 号議案 5 番関連

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」
9 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

【なし】の声あり

各委員 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」9 件を
受理し、処理してまいります。

会長職務代理

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして 4 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10 時 05 分終了